

「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」とは

- 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年6月施行)に基づき、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、文部科学大臣が、劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性、取り組むべき事項を明らかにするもの。(平成25年3月 文部科学省告示第60号)
- 規制のための基準ではなく、積極的な取組を促進するための方向性を提示。
- 全国の全ての劇場、音楽堂等に共通する方向性と、それぞれの多様な実態に応じて選択的・段階的に取り組むことが適切な留意事項を分けて記述。

指針の概要

1. 劇場、音楽堂等の設置者又は運営者が取り組むべき事項

① 運営方針の明確化

劇場、音楽堂等の運営方針を定め、周知し、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じ同方針を適切に見直すよう努める。

③ 専門的人材の養成・確保

劇場、音楽堂等の運営を適切に行うため、公演等の企画制作、舞台関係の施設・設備の運用、組織・事業の管理運営、実演芸術の創造など専門的能力を有する人材を養成し、必要な人材を配置するよう努める。

④ 普及啓発の実施

児童生徒等に対する質の高い実演芸術に触れる機会の提供を含め、普及啓発事業を適切に実施するよう努める。

⑤ 関係機関との連携・協力

他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、教育機関等との連携・協力を積極的に進め、効果的な連携・協力関係を構築するよう努める。

⑥ 国際交流

実演芸術に関する国際交流を推進するよう努める。

⑦ 調査研究

実演芸術の動向、利用者等のニーズ・評価等に関する調査研究機能の強化に努める。

⑧ 経営の安定化

国民・住民の関心を高め、利用者の拡大を図るための工夫を行うとともに、経営の安定化を図るため、多様な財源を確保するよう努める。

⑨ 安全管理

安全管理に係る規程を整備し、施設・設備の安全管理を適切に行う体制の整備に努める。

⑩ 指定管理者制度の運用

創造性及び企画性が事業の質に直結するという劇場、音楽堂等の特性に基づき、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努める。

2. 国、地方公共団体の取組等に関する事項

- ① 国及び地方公共団体は、環境の整備、財政上の措置、人材養成等の適切な対応を行う。
- ② 実演芸術団体等、教育機関等は、劇場、音楽堂等の設置者等が事業を実施するに当たり積極的に協力する。

「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針案」
意見募集（平成24年11月22日～12月21日）に対する主な意見と対応

合計175通236件

（総論）

○ 設置者の意識改革と財政措置が不可欠であり、法律と指針を真摯に受け止め実行するよう、文化庁から働きかけるべき。

⇒ 今後、法律及び指針の周知において十分に留意。

（質の高い事業の実施）

○ 劇場、音楽堂等は多様であり、自主制作公演と同様に、貸館公演等も地域の芸術文化振興に重要であることを明らかにすべき。

⇒ 各劇場、音楽堂等の設置目的、運営方針を踏まえ、利用者のニーズ等も十分勘案して事業を実施すべきことを記載。

○ 劇場、音楽堂等事業の評価のための基準については、もう少し具体的な評価内容など、ある程度の基準を国が示すべき。

⇒国が一律に評価基準を示すことについては、今後の意見も踏まえ検討。

○ 障害者への補助手段付きの公演の継続的实施を記述すべき。

⇒障害者が鑑賞しやすい公演等に関する配慮について記述を追加。

（専門的人材の養成・確保、職員の資質の向上）

○ 芸術監督の配置など、劇場、音楽堂等の人材体制の構成、配置等について具体的に記述すべき。

⇒劇場、音楽堂等の多様性を踏まえ、人材の配置の基本的事項を記載。

○ 他の劇場、音楽堂等と連携しつつ、人材の資質向上に努めるべき。

⇒他の劇場、音楽堂等と連携した人材の配置等について記述を追加。

○ 専門性を担保するために、資格制度や技能認定制度が必要。

⇒資格の創設については、業務独占の問題等も踏まえ、慎重に検討。

(普及啓発の実施)

○ 地方においても鑑賞機会を設け、幼いころから地域や学校教育の中で実演芸術に触れる機会を充実すべき。

⇒ 学校等と連携し、児童生徒等に対し質の高い実演芸術に触れる機会を提供すべきことを記載。また、「子どもの文化芸術体験事業」等を推進。

(関係機関との連携)

○ 劇場、音楽堂等と実演芸術団体の相互に利点のある「本拠地」提携（フランチャイズなど）を具体的に示すべき。

⇒ 実演芸術団体等と連携した施設の効果的な活用について記述を追加。

○ 新国立劇場で創作された優れた作品は、多くの地域で上演すべき。

⇒ 今後、新国立劇場に対し、積極的な対応を働きかけ。

(安全管理等)

○ 安全管理規程は、各劇場、音楽堂等がばらばらに定めるのではなく、全国的な基準等に沿って定めるべき。

⇒ 関係団体が作成した基準等を参考とすることについて記述を追加。

○ 施設・設備の改修等の責務は設置者にあり、設置者において改修等を着実に実施することを明記すべき。

⇒ 設置者が改修等の計画を着実に実施すべきことについて記述を追加。

(指定管理制度の運用)

○ 劇場、音楽堂等の事業の継続性等に配慮し、施設本来の目的を妨げないよう、制度を適正に運営すべき。

○ 設置者と管理者の意思疎通の充実等を明記すべき。

○ 雇用環境の安定等に配慮すべき。

⇒ 事業の継続性・人材確保への配慮、指定管理者との十分な意思疎通を図ること等について記述を追加。

劇場・音楽堂等活性化事業

(新規)

25年度予算額 3,003百万円

現状と課題

- 現在の我が国では、如何に地域のコミュニティを再生し、地域の活性化を確保していくのかが、大きな課題。
- 我が国の文化施設の多くは、多目的利用・貸館公演が中心で、劇場・音楽堂等としての機能の発揮が不十分。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市に集中、相対的に地方で多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。



- 平成24年6月、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が公布・施行。
- 同法において、劇場・音楽堂等は、文化芸術の継承・創造・発信の場、人々が共に生きる絆を形成する地域の文化拠点として規定。
- また、劇場・音楽堂等の事業等に対する支援を行うなど、国が取り組むべき事項を明確にし、環境整備等を進めることが規定。

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、実演芸術の専門の人材の養成、実演芸術の普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し、総合的に支援

1 特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の実演芸術の創造発信や、専門の人材の養成事業、普及啓発事業等を総合的に支援。

- 支援施設数：15施設
- 支援内容：事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援



2 共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の芸術団体と共同して行う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出、新振付、翻訳初演等)を支援。

- 支援件数：
 - オペラ 2公演
 - 舞踊 2公演
 - 演劇 2公演
- 支援内容：事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

3 活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が中心となり、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む実演芸術の創造活動や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援。

- 支援件数：
 - 創造活動(公演事業) 70件
 - 人材養成事業 40件
 - 普及啓発事業 40件
- 支援内容：事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

4 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進し、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演に対し支援。

- 支援件数：50件
- 支援内容：巡回公演実施に必要な経費のうち、旅費及び運搬費を支援



5 劇場・音楽堂等基盤整備事業

劇場・音楽堂等において自主的・主体的な実演芸術活動が行われる環境を醸成するため、各種情報提供、調査研究及び研修会(アートマネジメント研修、技術職員研修)を文化庁が実施。

我が国の実演芸術の水準向上

全国的な劇場・音楽堂の活性化

地域コミュニティの創造と再生